

川崎市教育委員会規則第3号

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項第1号中「及び利用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）川崎市多摩市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第2条第8項第1号中「及び利用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項第2号中「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）麻生市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第3条第7項第1号中「川崎市多摩市民館における」を「多摩区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）多摩区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第3条第7項第3号を削り、同項第4号中「川崎市多摩市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

（4）川崎市多摩市民館に係る告示及び公告に関すること。

（5）川崎市多摩市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

第3条第8項第1号中「麻生市民館等における」を「麻生区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）麻生区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第3条第8項第3号を削り、同項第4号中「川崎市麻生市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 麻生市民館等並びに川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館（以下「麻生図書館等」という。）に係る告示及び公告に関する事。

第3条第8項第6号を削り、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 麻生市民館等に係る指定管理者に関する事（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

(6) 麻生図書館等に係る指定管理者に関する事（指定管理者の業務の実施状況の監視に関する事並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関する事を除く。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。